

信州の木活用課長
森林づくり推進課長 様
地域振興局林務課長

森林政策課長

「現場環境改善費の運用方法」の一部改正について（通知）

このことについて、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について」（令和 8 年 3 月 26 日付け 7 林整計第 361 号林野庁森林整備課長通知）、「現場事務所等への木材利用について」（令和 8 年 3 月 30 日付け 7 林整計第 371 号林野庁計画課長通知）及び「現場事務所等への木材利用について」（令和 8 年 4 月 13 日付け林野庁事務連絡）に基づき、現場環境改善費に関する運用方法を一部改正しましたので、適切な業務執行にご留意ください。

また、市町村には別途送付済みです。

記

1 対象工事及び積算方法

- (1) 設計金額が 1,000 万円以上となる屋外工事^{※1}については、原則、当初設計から現場環境改善費を計上する。

※1 公共土木施設災害復旧事業により実施する工事及び森林整備は除く。

ただし、公共土木施設災害復旧事業により実施する工事のうち、現場環境改善費における熱中症対策・防寒対策費用及び快適トイレの設置費用については対象とすることができる。

また、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を除外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上の対象とすることができる。

- (2) 現場環境改善費の積算方法は下記のとおりとする。

ア 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とする。

なお、率計上による金額の算出方法は「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて 5（3）積算方法」による。

イ 熱中症対策・防寒対策及び快適トイレの設置、その他特別な内容を実施する場合（実施する内容の費用が巨額となるため現場環境改善費分で行うことが適当でないと判断される場合）は積み上げ計上とする。

積み上げ計上の方法については、熱中症対策・防寒対策は「令和 8 年 4 月 16 日付け 8 森政第 38 号森林政策課長通知」を適用し、快適トイレの設置は「令和 3 年 1 月 6 日付け 2 森政第 410 号森林政策課長通知」を適用することとする。

なお、この場合においても標準的な現場環境改善を行う費用として、率計上分の費用も別途計上する。

ウ 営繕関係の実施する内容に現場事務所等への木材利用を追加する。

現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材（県産材）を使用した場合は、営繕関係に加え、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」としても実施したものと認める。

(ア) 対象となる現場事務所等

a 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。

b 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。

c 上記 a、b の構造・仕様は問わない。

(イ) 使用する木材

合法性・持続性の証明された木材を原則使用することとする。

受注者が材木業者等から資材を購入する際に合法木材である販売管理票等の合法性・持続性の証明が確認できる証明書を発行してもらい、それにより確認を行う。

(ウ) 費用計上

現場事務所等への木材利用に係るすべての費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。

2 設計変更

率計上されたものについては、実費精算等の設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額の変動に伴う現場環境改善費率の変更は行う。

なお、当初設計で未計上であった場合も、必要性が認められると判断される場合は、変更設計において計上できるものとする。

また、当初設計で計上されていた場合も、受発注者協議により、内容の実施が不要と判断された場合などについては、費用の全額を減額できるものとする。

3 事業課協議

率計上のほかに別途積上げ計上する場合において、積上げ計上分の実施内容が高額又は特殊な場合は、必要に応じて事業課と協議を行うものとする。

4 率計上時の実施内容について

(1) 率計上時の実施内容は、別紙「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに発注者に提出し、決定するものとする。

(2) 実施内容の決定方法は下記のとおりとする。

ア 別紙「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を選択する。

また、選択にあたっては、地域の状況や工事内容等により、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

イ アで選択した実施内容について、実際に現場で実施する内容を「現場環境改善費事例集（長野県建設部）」を参考に記載する。

なお、現場で実施する内容は複数記載してもよい。

5 実施内容の確認等

- (1) 実施内容の確認は、監督員の立ち会い確認、又は工事完了時に受注者からの実施状況写真の提出により行うものとする。
- (2) 現場環境改善費は共通仮設費の率計上分の一部として位置づけられていることから、計上金額に対する実支払額との比較は不要とする。

6 適用年月日

令和8年5月1日以降に起工起案する工事から適用する。ただし、適用日時点で契約している工事については、受発注者協議の上で契約変更時に改定内容に基づき変更できるものとする。

(問合せ先)

担 当：指導担当 萩原、百木

電 話：026-235-7265 (直通)

F A X：026-234-0330

防災電話：8-231-3227

E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp